

令和 7 (2025) 年度
柏崎市小・中学校体育施設利用団体
利用調整会議

日時 令和 7 (2025) 年 2 月 20 日 (木) 午後 7 時 0 0 分～
会場 柏崎市総合体育館 メインアリーナ

次 第

1 あいさつ 柏崎市教育委員会スポーツ振興課長

2 議 事

(1) 連絡事項

- ◎学校等体育施設利用の注意・・・・・・・・・・ P 1～4
- ◎清掃活動の実施について・・・・・・・・・・ P 5

(2) 団体協議

- ◎令和 7 (2025) 年度の利用日程の調整 (各学校・施設ごと)
 - ・原則、1 団体につき週 1 回 1 会場とします。会場によっては利用登録申請時の希望どおりとならない場合もございます。ご了承ください。
 - ※確実に利用する曜日、時間のみ登録してください。**
 - ・活動時間帯は、午前 8 時から午後 9 時 3 0 分で学校教育活動・業務に支障の無い範囲とします。
- ただし、小学校は土日を除き午後 5 時 3 0 分以降、中学校は部活動の関係から全日午後 7 時以降とします。

3 閉 会 日程が決定した学校から、係員が順番に確認作業を行います。確認した表に問題がなければスマホ等で写真を撮るなどして各自で記録し、終了となります。

(他校の追加希望がある場合は、追加ブースに移動してください。)

より多くの団体が施設を利用できるよう、お互いに譲り合って協議してください

学校体育施設利用上の注意について

学校体育施設利用は学校側の協力に基づいて行っています。
(事務的な面での負担、電気代などの金銭面での負担)
適切な利用と団体内での情報共有にご協力ください。

1 開放期間

令和7(2025)年4月1日から令和8(2026)年3月31日までとします。

※12月29日から1月3日までは、利用できません。

※学校行事等、特別な事情がある場合は、利用できない日があります。毎月学校から返却された使用許可書の確認をお願いします。また学校から使用許可書の回収がされていない団体があるとの連絡をもちょうとすることがあります。必ず確認のうえ、ご利用ください。

2 開放時間

午前8時から午後9時30分までで、学校教育活動・業務に支障のない範囲とします。

※小学校……………月～金：午後5時30分から午後9時30分

土・日：午前8時00分から午後9時30分

※中学校……………全 日：午後7時00分から午後9時30分

3 開放しない施設

- ・荒浜小学校(グラウンド)

4 改修工事を予定している施設

- ・第三中学校(体育館トイレ)

令和7(2025)年6月～令和8(2026)年1月のうち2か月程度

- ・南中学校(体育館トイレ)

令和7(2025)年7月～令和7(2025)年11月のうち1か月程度

いずれもトイレ改修工事の工事期間中は、体育館の利用停止が想定されます。

その場合は関係する団体代表者にメール文書で通知します。

※現時点における予定のため、変更が発生する場合があります。

5 学校体育施設使用許可申請書の提出(毎月)

利用するにあたり、毎月必要な手続きになります。

学校行事等との重複がないか確認する重要な手続きですので遅滞なく確実に行ってください。

提出期限を過ぎた場合や未提出の場合は、当該月の利用ができない場合があります。

- ・提出書類…学校体育施設使用許可申請書

- ・提出期限…利用する月の前月20日まで

※令和7(2025)年4月分は、3月12日(水)から3月19日(水)の間に提出して

ください。

- 提出先……利用する学校

6 開放日誌の記入

活動終了後は、体育館に備えつけてある学校開放日誌を必ず記入してください。

※体育館、グラウンド問わず、利用した際には「学校開放日誌」への記入をお願いします。

※体育館とグラウンドが同じ開放日誌の場合は、グラウンドを利用したと分かる記載をお願いします。

※毎月、学校・利用団体ごとに利用人数の集計をとっています。団体名が判別できるよう、極端に省略した記入はご遠慮ください。

<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">記入例</div> 第3号様式(第7条関係) 学 校 開 放 日 誌						
日 時	時 間	利用団体名	活動種目	利用人数	確認事項 (○を付ける)	学 校 確 認
土曜日	00	団体名 ●●野球部 (グラウンド) 責任者 柏崎 太郎 TEL (20) 7010	野球		火の元・清 掃・戸締り 学校への報告事項 (器物破損等をお知らせください。)	
	また、	団体名 ●●野球部 (グ)	野球	13	火の元・清 掃・戸締り 学校への報告事項 (器物破損等をお知らせください。)	
4 / 2 日曜日	9:00 から 11:00 まで	団体名 ●●野球部 責任者 柏崎 太郎 TEL ()	野球	13 人	火の元・清 掃・戸締り 学校への報告事項 (器物破損等をお知らせください。)	
4 / 9 日曜日	9:00 から 11:00 まで	団体名 ●●野球部 責任者 柏崎 太郎 TEL ()		人	火の元・清 掃・戸締り 学校への報告事項 (器物破損等をお知らせください。)	

団体名が分かるよう「男子」「女子」「U13」「U15」などを省略せずに記入してください。

グラウンド利用と分かる記載をお願いします。

体育館を利用した場合は、通常通りの記載をお願いします。

7 注意事項

- 利用時間…◆利用時間は、片づけや清掃時間を含んでいます。利用時間内に終了できる時間で活動をやめ、後片づけや清掃を行い、窓や玄関の施錠を忘れずに行ってください。
- カギ……◆利用後の返却は速やかに行ってください。(引き継ぐ場合は、必ず手渡し)
 - ◆借用した鍵は必ず元の位置に返却してください。
 - ◆合鍵を作ることを禁止します。
 - ◆未成年者による鍵の開閉は禁止とします。
- 照明……◆照明の消し忘れにご注意ください。
 - ◆トイレや用具庫も確認してください。
 - ◆水銀灯のスイッチがON/OFF 同じ場合は、特に注意してください。
- 禁煙等……◆すべての施設において、敷地内全面禁煙です。(駐車場も同様)
 - ◆送迎の保護者等も同様です。(車内も同様)

- ◆飲酒をしての利用はできません。
- ◆ゴミは必ず持ち帰ってください。
- ・暖房……………◆暖房器具の使用は禁止します。(暖房器具の種類、使用場所を問わず)
- ・破損等……………◆すべての競技で壁にボールをあてる前提の利用は禁止します。
 - ◆施設、備品、カギ等、破損・汚損があった場合は、速やかに学校とスポーツ振興課(20ー7010)へ連絡してください。原則、弁償に係る費用は当該利用団体から負担していただきます。
- ・その他……………◆『使用許可書』の許可条件及び『利用の手引き』の特別注意事項を厳守してください。利用状況が悪い場合又は学校や周辺住民から苦情があった団体は、登録を取り消しますのでご注意ください。
 - ◆学校側から必要に応じて利用団体の代表者を招集することがあります。
 - ◆各責任者(社会人)は、必ず施設の管理及び指導にあってください。
 - ◆他団体への又貸しは禁止します。
 - ◆代表者等が変わった場合は、スポーツ振興課で変更の手続きを行って下さい。(詳細は手引きでご確認ください。)
 - ◆利用を中止する場合は、速やかにスポーツ振興課へご連絡下さい。
 - ◆問題が発生した場合は学校とスポーツ振興課に速やかに連絡をしてください。
 - ◆学校体育施設開放に関する問い合わせや要望は学校ではなくスポーツ振興課までお願いします。

8 令和6(2024)年度の施設使用違反の一例

- ◆学校施設の合鍵を所持
- ◆チーム間での施設の又貸し
- ◆学校が許可していない備品の使用や、体育館・グラウンド以外を使用し施設破損
- ◆使用許可日以外の鍵の持ち出し
- ◆学校敷地内で喫煙
- ◆使用許可申請書の未提出(前月20日までに提出することを厳守してください)
- ◆体育館用ラインテープ以外のテープを利用した事で、体育館床に粘着剤が残存
- ◆タイマーを使用中にボールがぶつかりコンセント破損
- ◆清掃報告書の未提出(清掃後1週間以内に提出をお願いします)
- ◆開放日誌の未記入(利用後は必ず記入してください)
- ◆排煙窓、換気窓の閉め忘れ(帰宅前に必ず確認してください)
- ◆使用した用具の片付け忘れ(帰宅前に必ず確認してください)
- ◆電気の消し忘れ(帰宅前に必ず確認してください)

9 貴重品の管理

車の施錠や貴重品の管理には十分気をつけてご利用下さい。

10 その他

体調の悪い方（発熱、風邪症状、のどの痛み等）の利用は控えてください。

体育施設利用団体による清掃活動の実施について

1 清掃日

第1期（令和7（2025）年 4月から 7月分）…その期間中のいずれか1日
第2期（令和7（2025）年 8月から12月分）…その期間中のいずれか1日
第3期（令和8（2026）年 1月から 3月分）…その期間中のいずれか1日 計3回
※ただし、期間中に一度も活動をしなかった場合、その期間の清掃は不要です。

2 時 間

活動時間内で1時間程度行ってください。

3 場 所

利用施設（体育館、グラウンド、武道場、卓球場）、開放用玄関、トイレ等

4 報 告

- ◆実施後1週間以内に別添の『清掃活動実施報告書』をスポーツ振興課へ提出してください。
◎提出方法：専用フォームでの入力や送付、持参、FAX（23-0881）のいずれか
- ◆メールでの提出はしないでください。（迷惑メールとして処理される場合があります。）
- ◆原則1団体1枚提出してください。（他団体と合同で行った場合も、団体ごとに提出してください。）



専用フォーム

5 その他

- ◆清掃用具は、施設に備え付けのものを使いますが、各自で雑巾やゴミ袋等を持参してください。（ゴミは各団体で持ち帰ること）
- ◆清掃活動実施報告書の提出が無い場合は、清掃をしていないとみなし、以降の利用登録の取り消し及び、来年度の利用登録も受け付けません。

学校体育施設開放に関するお問い合わせ先

〒945-8511

柏崎市日石町 2-1 市役所 2階

柏崎市教育委員会スポーツ振興課

TEL：20-7010 FAX：23-0881